

徴用工（戦時労働者）判決について

第1 韓国大法院（最高裁判所）の確定判決

- (1) 2018. 10. 30 日本製鉄（旧新日鉄住金）元工員4人（下記1. ①）
1人当たり、1億ウォン（約1000万円）の支払が確定
- (2) 2018. 11. 29 三菱重工 元工員5人・元勤労挺身隊員5人（下記2. ①. ②）
1人当たり、8000万ウォン（約800万円）～1億5000万ウォン（約1500万円）の
支払が確定

第2 係属裁判1 日本製鉄関係

3件・原告14人

① 2005 原告4人がソウル地裁に提訴。地裁、高裁で原告敗訴

2012.5 最高裁小法廷が「日本の朝鮮統治は違法な占領」などとして、破棄・差戻し。

2013.7 ソウル高裁が1人1億ウォンの支払を命じる判決

新日鉄が、差戻し最高裁は、小法廷判決であることなどを理由に、最高裁に再上告

2018.7.27 小法廷から大法廷（13人）に移した旨発表

2018.8.23 最高裁で審理を開始

2018.10.30 最高裁大法廷が上告棄却。（上記第1，（1）の事案）

1人当たり1億ウォンの支払が確定

② 原告7人が7億ウォンの支払を求めて、ソウル地裁に提訴

2015.11 原告一部勝訴

日本製鉄が控訴し、ソウル高裁係属中

③ 2016 原告3人が1億ウォンの支払を求めて、ソウル地裁に提訴。係属中2 三菱重工関係

5件・原告81人

① 2005 原告5人が釜山地裁に提訴。地裁、高裁で原告敗訴

2012.5 最高裁小法廷が「日本の朝鮮統治は違法な占領」などとして、破棄・差戻し。

2013.7 釜山高裁が1人当たり8000万ウォン（約800万円）の支払を命じる逆転判決

三菱重工が最高裁に再上告

2018.11.29 最高裁大法廷が上告棄却。（上記第1，（2）の事案）

1人当たり8000万ウォン（約800万円）の支払が確定

② 三菱重工名古屋工場に動員された元勤労挺身隊の女性ら 原告5人が5億6000万ウォン（約5600万円）の支払を求めて、光州地裁に提訴

2013.11 原告一部勝訴

2015.6 光州高裁原告一部勝訴

三菱重工が最高裁に再上告

2019.11.29 最高裁大法廷が上告棄却。（上記第1，（2）の事案）

1人当たり1億ウォン（約1000万円）から1億5000万ウォン（約1500万円）の支払確定

③原告60人が9億9500万円の支払を求めて、ソウル地裁に提訴

2016.8 原告一部勝訴。三菱重工が控訴し、ソウル高裁係属
別の原告5人が2600万円の支払を求めて、ソウル地裁に提訴
2016.8 原告一部勝訴

ソウル高裁で、上記原告60人の事件と併合、係属中

④2017 原告2人が1億2300万円の支払を求めて、光州地裁に提訴、係属中

⑤原告4人が4億7000万円の支払を求めて、光州地裁に提訴

2017.8 原告一部勝訴。控訴し、光州高裁係属中

3 不二越関係

3件・原告33人（すべて勤労挺身隊員として動員された女性）

①2013.12 原告27人が14億3000万円の支払を求めて、ソウル地裁に提訴

2014.10 原告一部勝訴。ソウル高裁係属中

②原告5人が5億円の支払を求めて、ソウル地裁に提訴

2016.11 原告一部勝訴。ソウル高裁係属中

③原告1人が1億円の支払を求めて、ソウル地裁に提訴

2017 ソウル地裁係属中

4 多数の原告が多数の企業を相手に、訴えたケース3件・原告816人

①原告63人が三菱重工業ほか2社に、25億2000万円の支払を求めて、ソウル地裁に提訴

当初原告は、252人だったが、63人以外は、取下とみなされた。

被告2社の社名は不明

②2015.4 原告667人が横浜ゴムほか69社（日本製鉄、三菱重工を含む。）に、66億8000万円の支払を求めて、ソウル地裁に提訴

69社の社名は判明

③2015.5 原告86人が住石マテリアルズほか17社（日本製鉄、三菱重工を含む。）に、86億円の支払を求めて、ソウル地裁に提訴

17社の社名は判明

5 その他1件・原告1人

①原告1人が日立造船に5億円の支払を求めて、ソウル地裁に提訴

2016.9 原告一部勝訴。ソウル高裁係属中

（以上、1～5につき、西岡力「安倍総理に教えます 韓国の無法とこう戦え」（「韓国、二つの嘘 徴用工と従軍慰安婦」月刊Hana da、2019年1月23日発行）

6 最高裁判決確定後の追加提訴

①2019.4.4 元徴用工ら原告31人が、日本製鉄など4社を相手取り、一人当たり、約1億円（約980万円）の支払を求めて、訴訟8件を、ソウル中央地裁に、一斉に起こした。

被告企業は、日本製鉄、三菱重工業、不二越、日本コークス工業の4社

②2019.4.29 元徴用工1人・元女子勤労挺身隊員2人・遺族51人が、三菱マテリアル、三菱重工業、日本コークス、住石ホールディングス、日本製鉄、JX金属、不二越、西松建設、日立造船を相手に、光州地裁に提訴。

※原告側は、記者会見で、損害賠償請求額の総額は、「正確に算出できていない」とした。

また、原告団の一部が、韓国政府から2005年以降、韓国政府からお金を受け取ったと明かした上で、「慰労金にすぎない。加害の主体である日本政府と日本企業が謝罪と法的賠償を

行うべきだ」と語った。

以上、計24件・原告合計1030人

1人当たり、1億ウソとして、約1000億ウソ（約100億円）？

なお、日本製鉄は7件、三菱重工は10件である。

また、冒頭から掲げた日本製鉄、三菱重工、不二越の11件については、日本に支援組織があり、最初に、日本で裁判を起こして敗訴し、その後、日本の支援組織から援助を受けて、韓国で裁判を起こしたものの。

第3 請求権協定（1965(S40). 12. 18 発効）

1 資金提供

日本政府は、無償資金3億ドル（1080億円）、有償資金（低利の融資）2億ドル（720億円）を10年分割で提供

当時の日本の外貨準備高は、わずか18億ドル

そこから、合計5億ドルを支払った。

2 資金の使途

韓国政府は、その資金を、主として、インフラ建設に使った。

- ・ソウルと釜山間の高速道路
- ・春川のダム
- ・浦項総合製鉄所など

（「漢江の奇跡」と呼ばれる韓国経済の躍進に貢献した。）

3 資金提供の趣旨・目的

(1) 請求権協定前文

「両国及びその国民の財産並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題を解決することを希望し・・・」

(2) 請求権協定（第2条）

「国民の財産、権利及び利益並びに請求権に関する問題が、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」

4 協定についての合意された議事録

「完全かつ最終的に解決されたことになる国民の財産、権利及び利益並びに請求権に関する問題には、「対日請求要綱」（いわゆる8項目）の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって、同対日請求権に関しては、いかなる主張もなし得ないこととなることが確認された。」

5 「対日請求要綱」（いわゆる8項目）

※1951（S26）年、李承晩大統領が日本に求めた補償金や請求権のリスト

「(5) 韓国法人又は韓国自然人の日本国又は日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓国人の未収金、補償金及びその他の請求権の返還請求権

(カ) 日本有価証券

(ナ) 日本系通貨

(タ) 被徴用者の未収金

(ラ) 戦争による被徴用者の被害に対する保障

(マ) 韓国人の対日本政府請求恩給関係その他

(パ) 韓国人の対日本人又は法人請求

第4 韓国による民間補償

1 第1次補償

韓国政府は、財政事情及び請求権資金が10年間にわたって分割導入されることを考慮し、1975年から2年間にわたって実施した。

8項目に関する者や郵便貯金、軍事貯金を持つ者へは証明資料があれば、全員に補償があった。

10万3231人に対し、95億200万円の補償（一人当たり約10万円）

2 第2次補償

日本から受け取った無償3億ドルには「強制動員被害補償問題解決の性格の資金等が包括的に勘案されているとみるべきである」として、日本ではなく韓国政府が「受領した無償資金中相当金額を強制動員被害者の救済に使用すべき道義的責任がある」とした。

その上で、「75年の韓国政府の補償当時、強制動員 負傷者 を対象から除外するなど、道義的次元 からみて被害者補償が不十分だった」として、「政府支援対策を講じること」を決めた。

2008～2015に、7万2631人に対し、6200億円の慰労金（一人当たり約100万円）

第5 最高裁判決の論理と反論

1 最高裁判決の論理

(1) 日本の確定判決は、植民地支配が合法的であることを前提に、「国家総動員法」、「国民徴用令」は有効であると評価したもので、韓国の善良な風俗やその他の社会秩序に反するものであるから無効である。

(2) 原告が主張する損害賠償請求権は、植民地支配が不法であることを前提に、反人道的な不法行為に対する慰謝料請求権であって、協定の適用対象に含まれるとみることはできない。

(理由)

① サンフランシスコ講和条約に記述がない。

② 「8項目」にも、植民地支配の不法性を前提とする内容がない。

③ 1965に韓国政府が発刊した「韓日会談白書」にも「請求権問題には賠償請求を含ませることはできない」と説明している。

④ 請求権協定書や付属書のどこにも、植民地支配の不法性に言及する内容はない。

⑤ 2回にわたる韓国政府による個人補償は、植民地支配賠償を前提とするものではなく、道義的次元、人道的次元のものである。

2 反論

(1) 植民地支配の合法性

併合は、合法的に行われたもの。

「国家総動員法」、「国民徴用令」は、日本国民に対し、等しく適用されたもので適法である。

(2) 請求権協定書や付属書に、植民地支配の不法性について、言及がないのは、当時、戦時労働者に対するそのような問題が意識されていなかったからであり、だからといって、協定の対象に含まれない、ということはない。

協定の対象に含まれるか否かは、協定の内容その他、作成の経緯等から、合理的に判断すべきものである。

前文や第2条の記載、議事録の記載等から対象になっていると認められる。

(3) 2次にわたる、韓国政府からの補償が行われていることから、当時は、請求権協定の外側に、植民地支配の不法に基づく不法行為による慰謝料請求などは、想定されていなかった

ものである。

第6 財産差押さえ・資産売却の動き

1 差押さえ

(1) 日本製鉄

2019.1.9 原告は、昨年10月の判決に基づき、日本製鉄が韓国の鉄鋼大手ポスコと合弁で設立した製鉄関連会社「PNR」の株式8万1075株（約3800万円相当）を差し押さえた。

2019.3.26 上記「PNR」の株式11万株（原告3人分の賠償額約5億6800万円〈約5500万円〉）を、追加で差し押さえた。

※直ちに、売却命令申請をせず、会社側に協議に応じるように求めた。

(2) 三菱重工

2019.3.25 韓国の裁判所は、元女子勤労挺身隊員の申立てに基づき、三菱重工が所有する商標権2件と特許権6件（原告4人分〈一人死亡〉の損害賠償金と遅延損害金約8億7700万円〈約7700万円〉相当）を差し押さえた。

※直ちに売却命令申請をせず、会社側に協議に応じるように求めた。

(3) 不二越

判決確定前であるが、原告側は、2審で賠償を命じられた不二越についても、不二越が所有する韓国の合弁会社の株式7万6500株（約7400万円相当）差し押さえたとのこと。

2 資産売却

(1) 2019.5.1 原告代理人は、日本製鉄の資産について、現金化するための売却命令を裁判所に申し立てた。

また、2審で賠償を命じられた不二越についても、売却命令を裁判所に申請した。

売却の対象は、日本製鉄が韓国企業と合弁で設立したリサイクル会社の株式19万4794株（9300万円）と、不二越の合弁会社の株式7万6500株（7300万円）

第7 問題点

1 条約の最高法規性

「法源」からすれば、条約は、最高法規であり、遵守しなければならないものである。

国内法が条約内容と合致しないのであれば、条約内容に合致するように、国内法を整備して、批准することが求められる。

したがって、判決が出ても、韓国政府が、国内法を整備して、対応すべきである。

2 植民地支配不法論について

植民地支配不法論を前提にすれば、徴用工、慰安婦問題に留まらず、その延長線上で、日本語教育強制、神社参拝強制、3.1独立運動で死亡、創氏改名なども、対象になる可能性があり、際限がなく損害賠償問題が出ることになって、請求権協定の意義が没却される。

3 慰安婦について

慰安婦は、請求権協定の対象外であるが、徴用工は日本国民として通常の負担を求められただけであって、一般的には差別的に劣悪な労働を強いられたものではないので、慰安婦と同列に扱うことは相当でない。

4 韓国政府の考え方

文大統領は、司法の判断を尊重する、というのが、条約が最高であるという、司法尊重をして

いない。

また、原告勝訴の方向に進めない大法院院長を、職権乱用罪で、逮捕し、処罰しようとするなど、むしろ、司法をねじ曲げる動きをしており、到底、「司法の判断を尊重」するなどという姿勢ではない。

5 仲裁委員会

請求権協定では、第3条により、両国間の紛争は、まず、外交上のルートを通じて解決するものとし、それでも解決できなかった場合は、仲裁委員会の決定に委ねるものとされている。

日本政府は、かかる規定を受けて、韓国政府に、仲裁委員会による解決を申し入れているが、韓国政府は、「司法の判断を尊重する」として、5か月以上、対応しようとしない。

日本政府は、5/20 仲裁委員会の設置を正式に申し入れたが、韓国政府は、「企業が判決を履行すれば解決する問題である」との態度を示している。

6 日本共産党・志位和夫委員長の見解

「国家間で請求権の問題が解決されたとしても、個人の請求権を消滅させることはない。

徴用工の問題は、侵略戦争・植民地支配と結びついた重大な人権問題であり、日本政府や該当企業が被害者に対して明確な謝罪や反省を表明してこなかったことも事実である。この問題の公正な解決方向を見いだす努力を行うことを求める。韓国の最高裁判決は、二重にできていて（中略）強制動員の慰謝料請求権が請求権協定で放棄した対象に含まれるとみなすことはできないという論理なのです。私は、この論理は検討されるべき論理だと考えています」

7 財産差し押さえ・換価の動き

(1) 今のところ、差し押さえはあるが、現金化の動きは少ない。

一方、裁判を起こしていない元徴用工のために、財団設置を求める要望も出ている。

西岡力氏の見解：

「彼らは、韓国政府が認定する『強制動員被害者』22万人（7万人の軍人・軍属を含む。）に対する補償を目指している。ところが、動員したとされる企業約1300社のうち、現存するのは300社未満で、相手企業がないために裁判を起こせない人もいる。企業にカネを出させて基金を作って全被害者に補償するというのが彼らの狙い。勝訴した原告らが資金の現金化を求める動きが起これば、全被害者を対象にした基金ができなくなる」

(2) 対応策（?）

- ①韓国からの輸入品に対する関税引き上げ
- ②韓国人の入国ビザの厳格化
- ③日本からの部品・素材提供の停止
- ④日本企業の資産引き揚げ
- ⑤駐韓国大使召還など。

以上

- (参考文献) ①「徴用工と従軍慰安婦」—韓国二つの嘘 月刊Hana da
②「歴史戦 虚言の韓国 捏造の中国」正論3月号増刊
③読売新聞、夕刊フジ